

専門機関による

建築物省エネ調査制度

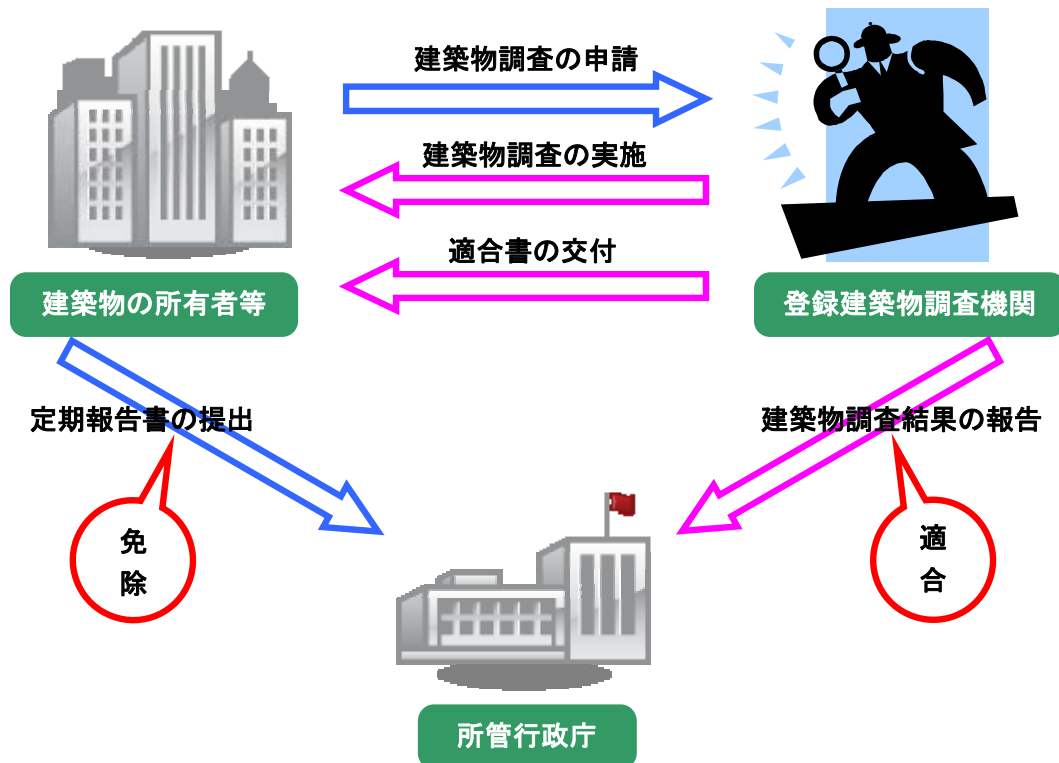
のご案内

お客様に代わって省エネ措置の維持保全状況を調査します

省エネ法第75条第1項及び第75条の2第1項の規定に基づき、建築物の外壁・窓等の断熱措置及び建築設備の省エネ措置に関する届出をした者は、届出をした日の属する年度の末日から起算して3年ごとに区分した期間ごとに、届出に係る事項に関する建築物の維持保全状況について、所管行政庁に定期報告を行う義務があります。

これまで建築物の所有者自ら行ってきた定期報告が、今般の省エネ法の改正により、登録建築物調査機関が行う建築物調査を受けることができることになりました。

弊社は、国土交通大臣の登録を受けた公正・中立な第三者機関として、省エネ法に基づく建築物の省エネ措置の維持保全状況について調査し、省エネ基準に適合していると認めた場合には、お客様へ適合書を交付するとともに、お客様に代わって所管行政庁に定期報告を行います。省エネ措置の客観的な証明に是非お役立てください。



株式会社 総研 建築物調査部

〒320-0036 栃木県宇都宮市小幡 2-4-5

TEL. 028-622-9912 <http://www.soken-g.net>